



My Favorite Things

私のお気に入り

～#市長が訪ねてみる～

第8回

甲田町・向原町大土山

先月の郡山に続いて、今月は大土山をご紹介します。吉田口駅もしくは向原駅から東へ進んだ先にあるのが大土山。それほど高くはないものの、割と広い山です。



修行禁止
(上ったり斬ったりしないでね)

頂は山の東部にあり、その付近には巨石群が点在しています。静寂な森の中、コケのむした岩が並ぶ幻想的な景色…わざわざ足を運ぶ価値は十二分です。そして、山の西部にある天ノ岩座(アマノイワクラ)神宮も外せません。丘の上には、漫画「鬼滅の刃」で主人公が修行をした岩よりも大きな石が鎮座しています。背景の山並みと相まって神々しさは抜群。市内一のパワースポットと言えます(※個人の感想です)。

市外からお越しの方もいらっしゃるようですが、あまり人と会わない穴場だと思えます笑。皆さん、ぜひ季節を感じながら、雄大な自然をお楽しみください。天ノ岩座の近くまでは車で行けるので、まずはお気軽にどうぞ。



神々の住む高天原の景色



国民健康保険の医療費通知

国民健康保険の医療費負担の仕組みや、健康に関する認識を深め、医療機関などの診療報酬の不正請求を防止するため、医療機関等を受診した世帯全員の医療費総額を記載した医療費通知を送付しています。

■医療費控除の申告に利用できます

以下の場合、領収書などで金額を確認し「医療費控除の明細書」に補記が必要です。

- 精神科を受診した場合(プライバシーに配慮し記載されません)
- 県外の医療機関を受診した場合(一部診療機関名が記載されていないことがあります)
- 医療機関から国民健康保険への請求が遅れるなどの理由で、一部の受診が記載されていない場合
- 通知に記載されている患者負担額と実際の負担額が異なる場合(公費負担医療や高額療養費等を利用した場合)

■医療費通知の送付時期

送付月	対象診療月
2月中旬	1月診療分～10月診療分
3月中旬	11月診療分・12月診療分

令和3年の11月と12月の診療分が記載されている医療費通知は、令和4年の3月中旬に送付を予定しています。通知が届く前に確定申告をする場合は、医療費の領収書で計算してください。

※医療費控除の申告は税務署に問い合わせてください。

国民健康保険課 医療保険年金係 ☎ お太助フォン42-5619

11月5日に、総務文教常任委員会の山根委員長から閉会中の継続調査[※]に関して不備があった旨の説明を受けました。議会による閉会中の調査については、むやみに執行権を妨げないようあらかじめ議決を経る必要があります。その際に定める調査の対象は、包括的であってはならず、個別具体的でなければならないとされています。委員長の申し入れは、事後的に「包括的な案件の中から対象を特定する」というものでした。

このような対応は異例であり、当然、執行部として許容できません。委員長に対して「今後、再発防止に向けて何をどのように改めるのか」と問いましたが、「委員会で協議しなければ答えられない」と返されたため、回答を待っている状態です。

なお、執行部から適宜情報を提供するために委員会を月次で開催するよう、4月27日に正副議長へ提案しています。10月15日には書面でも議会へ通知していましたが、11月5日時点で委員長に認識はなく、議論が止まっていました。市民に向けた説明の機会を確保する改善策であるため、改めて議会には早期の検討を要望しています。

他方で、市民団体に動きがありました。「安芸高田市行政経済研究会」は議員に市民との対話を提案され、「安芸高田市の未来を創る会」は住民アンケート等の取りまとめが行われています。

※議会議事規則第109条「委員会は、閉会中もお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。」

市長 石丸 伸二

《主な動き》

10/12	正副議長 定例協議	正副議長は欠席。
10/14	面談	熊高議員と意見交換。
10/15	議会への書面通知	常任委員会の月次開催を提案。
10/20	書面受領	市民団体「安芸高田市の未来を創る会」から住民アンケートの結果と質問状を受領(11/8に回答)。
10/22	議会への書面通知	申し入れに対する書面回答を要望。
10/26	正副議長 定例協議	正副議長は欠席。
11/4	面談	市民団体「安芸高田市行政経済研究会」が議会との対話を試みる取り組みについて説明。
11/5	臨時協議	総務文教常任委員会の山根委員長が継続調査の不備について説明。適切な手順を経た対応を取るよう要望。
11/8	議会への書面通知	継続調査に関して、委員長の回答を要請。